

清掃センター焼却炉の改良工事を行っています



可燃ごみの減量にご協力を

改良による施設の延命と処理性能の向上のため

清掃センターでは、市内から出された可燃ごみを3基の焼却炉で処理しています。

1日60トンの焼却能力を持つ1・2号炉は、平成元年に稼動開始しました。14年度には排気ガス処理設備を中心とした大規模な改修工事を行いました。稼動開始から約26年が経過しています。1日100トンの焼却能力を持つ3号炉は、13年の稼動開始から約13年が経過しています。各施設とも設備の経年劣化が進行しており、現在、使用している部品などの製造中止により、交換修理が難しい状態になってきています。

このままでは、継続的に安定した稼動ができなくなる恐れがあるため、環境省の「循環型社会形成推進交付金」を利用し、焼却処理施設全体の改良工事を実施しています。

これにより各施設は約15年延命でき、省エネルギーになり経済的負担が減るだけでなく、二酸化炭素排出量も削減できます。

■主な改修内容

- ・焼却炉内部の耐火物の入れ替え…焼却炉本体を高温から守るために内部に貼ってある耐熱レンガなどを交換します。
- ・モーターの交換…焼却炉を動かすためのモーターを省エネルギーのものに交換します。
- ・そのほか、焼却炉本体の配管や設備を最新のものに交換します。

改良工事の工期は3年間 可燃ごみの外部処理も

計画では、今年度は1号炉、27年4月からは2号炉、28年4月からは3号炉と工期をずらしながら改修工事を行っていきます。

この間、稼動可能な2基で焼却処理を行います。定期点検・清掃などにより、焼却炉を同時に停止する期間も発生します。その期間中は、可燃ごみの焼却処理が行えず、民間の焼却処理施設に処理を委託します。膨大な経費がかかりますので工事期間中は、より一層のごみの減量にご協力をお願いします。

ごみを直接持ち込むときは 工事車両に注意を

工事期間中は、可燃ごみを外部の処理業者に搬出するため、場内を大型の車両が頻りに通行しています。

ごみを直接清掃センターに持ち込む際には、係員の指示に従うとともに、周りに注意を払い安全に通行してください。

ごみの量を減らすために まずはできることから

市内から出される可燃ごみの約半分が、紙類と生ごみです。紙類の中には分別すれば、資源として再生できるものが多く見られます。

水分を残したまま生ごみを捨てている場合があります。また、ペットボトルや牛乳パックなどの混入も見られます。ごみとして出す前に、水気を切ったか、資源物にならないかを再度確認してください。

ちょっとした工夫や分別で、ごみの量を大幅に減らすことができますので、皆様のご協力をお願いします。

次の4～5ページでは、ごみの量を減らすためのコツを紹介しています。できることから実践してみましょう。

清掃センターの施設見学を 中止しています

清掃センターでは、市民の皆さんにごみ処理の現状を見てもらうことで、分別の大切さとごみ減量の必要性を理解してもらえよう、清掃センターの施設見学を行ってきました。

しかし、焼却炉の改良工事に伴い、重機などの工事関係車両の往來が増加し、見学者の安全確保が難しいことから、工事が完了する平成29年3月末までの間、施設見学を中止しています。皆様のご理解をお願いします。

※工事の進捗状況により、再開時期が前後する場合があります。見学が可能な状況になったときには、お知らせします

問い合わせは
清掃センター ☎ 483-4521

清掃センターでは、各焼却炉の延命化と二酸化炭素の排出量削減を目的に、焼却施設基幹的設備等改良工事(焼却炉の改良工事)を行っています。

ここでは、主な工事内容や期間について、お知らせします。

11月議会は11月5日開会予定

26年第4回定例会は、11月5日(水)に開会する予定です。会議の日程などは、開会予定日の約1週間前に決定されます。請願・陳情については、開会日の午後5時までに受け付けたものが、今期定例会で協議されます。

■インターネット中継 本会議を八千代市議会ホームページで生中継します。通常は会議の翌日(土曜・日曜を除く)から録画中継でも見ることが出来ます。詳しくは、議会事務局 ☎ (483) 1115 1へお問い合わせください。(議事課)

台風へ備えて

秋を迎え、台風の発生が多くなります。家の周りの、風で飛ばされやすいものは、屋内に入れるか、飛ばされないようにしっかりと固定してください。屋根、塀、壁などの点検・補強も早めに行いましょう。また、側溝や排水溝を清掃し、水はけをよくするように、ご協力ください。(総務防災課・土木建設課)

認知症サポーター養成講座を開催

地域の中で認知症の人や、その家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター」を増やすため、認知症の基礎知識や認知症の人への接し方を学ぶ養成講座を開催します。受講者には認知症サポーターの証であるオレンジリングをさしあげます。先着50人。

▼日時 11月26日(水)午後2時～4時 ▼場所 福祉センター
▼申込方法 電話で長寿支援課地域包括支援センターへ

28年度から個人住民税の 特別徴収を徹底します

納税者の公平性の観点と利便性の向上のため、県と県内市町村は、28年度から個人住民税の特別徴収(給与天引き)を徹底します。給与支払者の皆さんは、従業員への周知や特別徴収への対応の準備をお願いします。

次の例外にあたる場合や、従業員数が2人以下の事業所などは普通徴収が認められる場合があります。普通徴収を希望する事業所は「普通徴収切替理由書」を「給与支払報告書」と併せて市民税課に提出してください。

◆特別徴収の例外

①他の事業所などから支給されている給与から特別徴収されている人 ②毎月の給与が少なく特別徴収できない人 ③給与が毎月支払われていない人 ④専従者給与を支給されている人

問い合わせは、県税務課 ☎ 043(223)3098または、県市町村課 ☎ 043(223)2133へ。特別徴収の具体的な手続きに